

児童育成支援拠点事業に関するFAQ【第2版】

※備考欄の記載の趣旨 ◇「新規」＝本FAQにおける新規問 ◇「修正」＝本FAQにおける修正問

No.	問	答	備考
1	複数自治体による実施は可能か。	複数自治体による実施は可能である。その場合、補助基準額を上限に（経費を）按分してください。	
2	送迎に2時間程度要しているが、2時間を開所に含めていいか。	居場所を活用した包括的支援を行うという本事業の目的を踏まえると、送迎時間を除き、実施要項に規定された開所時間が必要だと想定していますが、例えば、地域の実情からして、利用者の大半は送迎を必要とし、単にその場を開所しただけでは利用が見込まれず、送迎を行わない限り事業目的を達成できないような場合には、送迎を開所時間に含めることは差し支えないと考えられます。	
3	18時までを放課後児童クラブの施設で実施。その後移動して、違う拠点で20時まで事業を実施することは可能か。	可能な限り同一拠点で実施することが望ましいですが、実施が困難な場合において、近隣の拠点を併用して事業を提供してもかまいません。なお、他の国庫補助事業と同一施設で実施する場合は、運営（職員配置）や経理等を適切に区分して実施をお願いします。	
4	社会福祉法人に委託した場合、介護施設で実施した場合も問題ないか。	児童育成支援拠点事業を介護施設で実施することについては、互いのサービスの設備基準及び人員基準を満たしていることを前提に、入所者等の処遇に不利益が生じない範囲内で、行っていただく必要があると考えられます。 また、施設・住まいの建設時等に補助金等の交付を受けている場合においては、目的や用途に反するような使用となっていないかについて、それぞれの補助金に関する法令等をご確認いただければと存じます。	修正
5	対象が主に学齢期以降の子どもとなっているが、地域の実情によって、中高校生を対象にすることは可能か。	主に学齢期以降の子どもを想定しているため中高生を対象にすることも可能です。	
6	ソーシャルワーク専門職員配置を行う場合、支援計画の策定などは必須か。様式等はあるか。	ソーシャルワーク専門職員の配置有無に関わらず、実施要綱において、管理者の業務として支援計画の作成をお願いしております。なお、支援計画の記載事項等については「児童育成支援拠点事業ガイドライン」を参照ください。	
7	児童育成支援拠点事業は、人口規模等に応じた設置箇所の目標などが設定されているのか。	人口規模等に応じた設置個所の目標はありません。「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に記載の通り、利用希望把握調査等によらず、要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案し算出ください。	

No.	問	答	備考
8	内閣府の沖縄こどもの貧困緊急対策事業により、沖縄県内では、児童育成支援拠点事業のような子どもの居場所支援事業が展開されている。子ども・子育て支援事業への位置づけをどう考えるか。	児童育成支援拠点事業は子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業に位置づけられており、子ども・子育て支援事業計画に基づき、市町村において計画的な整備が求められている事業になります。このため、類似施策があるからといって、ただちに本事業を実施しないことは想定されません。 類似事業が展開されている場合においては、類似事業によって本事業が求めている要素を提供し得ているかを確認して、子ども・子育て支援事業計画策定時に、当該類似施策の実施状況も踏まえて、必要に応じて本事業の整備を行うようにしてください。 なお、類似事業の継続や拡充によって本事業が求める要素を実現するのか、本事業として新たに事業を実施するのか等は、地域の実情や実施団体の状況などを踏まえご判断ください。	
9	児童文化センター等、社会教育施設での実施も可能か。既存の施設を使用して事業を実施する場合、施設の遊び場や交流スペースと本事業の専用スペースは分ける必要があるのか。	児童文化センターを含む子育て関連施設や、市町村が当事業を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む）で実施が可能です。既存施設に併設する場合、本事業の専用スペースを設けたうえで、遊び場等を併用することは差支えありません。	
10	既存の施設を使用して事業を実施する場合、施設の業務と本事業の管理者及び支援員の業務は兼任してよいか。	管理者については、1つの事業所専任の管理者を配置することが望ましいです。市町村の状況に応じ、複数の事業所や他の業務を兼任しても構いませんが、本事業全体の運営に支障がなく、実態が把握できるような配慮が必要です。なお、管理者又は支援員のうち1人以上は、常勤職員としており、その常勤職員については本事業における専任を想定しています。	
11	児童育成支援拠点事業の職員配置について、児童の人数に関わらず、開所時間中は常に管理者と支援員を1名以上（最低2名）の職員を配置しなければならないのか。	利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置する必要があります。（2人以上の職員とは、管理者、支援員に限らず、児童等の支援に当たる職員が2人以上の配置で足りるものとしています）	
12	開設準備経費について、移転の場合も対象となるか。	開設準備経費は新規開所に伴う経費の補助を目的としているため、移転の場合は適用されません。	

No.	問	答	備考
13	開設準備費は移設・民営化でも適用されるか。	適用外となります。 新たに事業所を開設する場合のみ適用となります。	
14	対象を限定せずこども食堂を実施している場合、対象となっているこどもの分だけ交付対象となると考えるのか、その他市町村が必要と判断したこどもとして、すべての参加者を交付対象と判断してよいのか。	こども食堂についても、取り組み内容が本事業の要件に合致すれば支援対象となりえますが、本事業の趣旨が特に支援が必要なこどもたちに支援を届けることである点、ご注意ください。また、同じ施設内で、他の国庫補助事業等を実施している場合には、運営や経理等を適切に区分して実施いただきますようご注意ください。	
15	児童育成支援拠点事業について委託等を行うことができるとあるが、業務内容等を満たしていれば民間の団体等に対し、市が補助金を交付する形の事業も対象になるとの認識でよいのか。	委託ではなく、補助による実施も可能です。	
16	児童育成支援拠点事業実施要綱「4 対象者」について、市町村が（１）～（３）の中から選択して対象（例えば（１）の内容のみを対象）にしたり、市が（１）～（３）を参考にしながら対象を柔軟に決めたりすることができるのか。（（１）～（３）のすべてを対象にしなければならないのか。）	自治体の実情を踏まえて（１）のみに対象を限定したとしても補助の対象にはなりえますが、可能な限り、支援が必要な家庭にサービスが行き届くよう整備してください。	
17	整備費の補助はどうなっているのか。	施設整備に対する補助については、令和５年補正予算より、次世代育成支援対策施設整備交付金に「児童育成支援拠点事業所」を創設し、支援を行っております。	
18	学校の休業日（長期休暇期間等）については開所せず、学校の休業日以外の日のみ開所した場合、補助対象になるか。	本事業は、学校の休業日（長期休暇期間等）についても開所することを要件としています。このため、学校の休業日以外の日のみ開所した場合は、補助対象にはなりません。	
19	児童育成支援拠点事業の送迎加算を申請する場合、すべての利用児童が送迎利用する必要があるか。また、例えば【週３日型】で申請した際、利用児童によっては週３回に満たない送迎利用である場合でも補助基準額は変わらないという認識でよいのか。	送迎加算については利用児童のうち一部の児童が送迎利用する場合でも加算可能です。また、送迎加算の補助基準額は週当たりの開所日数に基づいて申請するものであり、対象児童の利用実態が開所日数とは異なっても、補助基準額は変わりません。	

No.	問	答	備考
20	定員については概ね20名となっているが、最低何名の定員がもとめられるか。	国として特段の定めはありません。市町村で適切にご判断ください。	
21	「その他市町村が適切であると判断した主に学齢期以降の児童」とあるが、適切と判断した場合は18歳を超えても対象とできると解釈してよいか。	児童福祉法上の児童を対象とした事業であることから、18歳を超えた場合、当事業の補助対象にはなりませんが、自治体の判断で引き続き当拠点を利用することは可能です。	
22	児童育成支援拠点事業実施要綱「3 事業の内容」にある（1）～（7）については包括的に実施するとあるが、一つの施設で行う必要があるか。	例えば体験活動等について外部で行うことも考えられ、食事の提供等についてのみ別施設を活用することを妨げません。なお、一時的に実施場所や対応者が変わったとしても、こどもにとって安全・安心な居場所を提供できうるか、十分に留意ください。	
23	一般のこども（児童育成支援拠点事業の対象にならないこども）も同一施設内で預かっている場合、これは認められるか。	児童育成支援拠点事業の利用者の専用スペースを確保し、その他本事業に必要な要件を満たしたうえであれば、同一施設内において本事業の対象とならない児童を預かることは可能です（ただし、児童育成支援拠点事業の補助対象とはならない）。なお、他の国庫補助事業等を実施している場合には、運営や経理等を適切に区分して実施いただきますようご注意ください。	
24	開所時間には、開所前の準備作業や閉所後の後片づけも開所時間に含めて良いか。開所前後の準備・片付け・事務の時間にかかる人件費は補助対象となるか。	開所時間は児童を受け入れる時間を想定していますので準備のみの時間は含まれません。人件費について、運営費から捻出する分ことについては国からの規定はありません。	修正
25	平日の閉所時間について、「原則18時以降」となっているが、例えば17時の閉所は認められないのか。	本事業においては、課題を抱える児童に、食事の提供も含めて居場所を与えるという事業の趣旨を踏まえて、実施要項において閉所時間を「原則18時以降」としているものです。 ただし、地域によっては、こどもの安全の確保等、やむを得ない理由により、18時以降の閉所とすることが適当ではない場合があるものと承知しており、この場合には、17時閉所としても差し支えありません。 ただし、仮に17時の閉所とする場合には、18時以降の閉所とすることができない理由をしっかりと確認するとともに、そうした理由が制度の趣旨を踏まえてもなお適切であるかについてご判断いただくようお願いします。	新規
26	開設準備経費について、対象は当該年度に支払われたものに限るとあるが、工事を前年度から行い、支払いが当該年度となった場合は対象になるのか	開設準備経費については、実際に当該費用が生じた年度に申請するものとなります。したがって、前年度分の事業について、前年度に費用が生じたは前年度に、当年度で費用が生じた場合は当年度に申請してください。	新規

No.	問	答	備考
27	児童の宿泊を伴う形態の事業とした場合でも補助の対象となるか。	本事業においては児童の宿泊を伴う形態を想定しておらず、宿泊を補助の対象とすることはできません。 ただし、他の事業と組み合わせることは可能であり、例えば宿泊に関する部分は子育て短期支援事業等を適切に組み合わせることは考えられます。	新規
28	実施要綱における事業内容④食事の提供について、平日はおやつの提供をもってして、食事の提供としてよいか。	事業の趣旨としては、自宅等において十分に食事を得られていないこどもに対して必要な食事を提供することを想定しています。そのため、平日については基本的に夕食の提供を想定しています。	新規
29	平日の開所時間について、「学校の授業終了後」となっているが、学校の授業が終了する前の時間に開所することは可能か。	平日の午前中等、学校の授業が終了する前の時間については、概ねの児童が通学していると考えられることから、学校の授業終了後に開所時間を設定いただくことが適当と考えております。一方で、地域や利用児童によっては、学校の事業が終了する前の時間についても支援が必要な状況があることが想定されるため、地域の実情等に応じて、開所時間を早めていただくことは差支えありません。	新規
30	食事や送迎、活動費について、利用者負担を設定することは可能か	本事業については原則無料を想定していますが、例えば食費等の実費負担相当分を利用者負担とすることは差し支えありません。ただし、利用者負担がある場合には、その旨を十分周知するとともに、利用控えが生じないように、当該利用者負担額については充分にご配慮ください。	新規
31	児童育成支援拠点事業と地域こどもの生活支援強化事業（母子家庭等対策総合支援事業）の違いについてどのように考えるとよいか。	「児童育成支援拠点事業」は、養育環境等に課題を抱える家庭や、学校に居場所のない児童等（要支援児童等）に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に対して個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。 一方で、「地域こどもの生活支援強化事業」は、対象を要支援児童等に限定しておらず、都道府県・市区町村が実施主体となり、こども食堂や居場所、学習機会や体験等の提供を通じて、支援が必要なこどもを早期に発見して、行政等の適切な支援につなげるための事業です。	新規
32	ソーシャルワーク専門職員配置加算、心理療法担当職員配置加算の要件について、1週間あたりの勤務日数や契約形態（常勤・非常勤等）について条件はあるか	1週間あたりの勤務日数や契約形態については、地域の実情に応じて市町村で判断していただいて差し支えありません。	新規
33	長期休暇期間等の開所時間について、12時から20時（8時間）の開所は認められるか。	児童育成支援拠点事業ガイドラインP.11において、学校の授業の休業日（長期休暇期間等）については、日中の生活支援も重要になることから、午前中からの開所を条件としています。また、8時間の開所は必須としたうえで、地域の実情に応じて開所時間を前後にずらす、または延長することは可能です。	新規
34	賃借料補助加算について、借地に係る費用は対象外か	借地に係る費用は対象外となります。	新規

No.	問	答	備考
35	専用スペースが日によって変わることはあり得るのか。	同一拠点又は隣接拠点において、同一のスペースを週に一定日数以上確保できない等のやむを得ない理由がある場合には、専用スペースとして確保している場所を日によって変動させることは差し支えありません。 また、送迎支援等、利用者によるアクセスの利便性を確保している場合に限り、隣接していない施設において専用スペースを確保することとしても差し支えありません。 ただし、その日ごとに専用スペースを確保できるかどうかは不透明な場合や、送迎等の措置を講じていないにも関わらず、日によって場所を大きく移動するような場合（隣接しない建物等）等については、同一の支援単位としてみなせなくなることや、そもそも事業の趣旨に反することから、認められません。こどもの目線に立って、混乱のないよう運営をお願いいたします。 なお、異なる拠点で実施する場合、児童福祉法施行規則第36条の37の3に定めた届出事項及び運営規程において、異なる拠点で実施している旨をその他事業の運営に関する重要事項で示すことや、届出について都度1ヶ月以内に変更届出すること、期限等を明確にした上で、届出時に両方の場所を記載してもらうこと等や、あくまでも場所が異なっても1つの事業所（支援の単位）と考える必要がある点については、ご注意ください。	新規
36	専用スペースは、当該事業の対象ではない児童の利用も許容されるのか。	専用スペースは本事業の対象児童のみが使うこととして常態的に設置されるものと想定されており、対象児童以外の児童が使い得る場合には、当該スペースは専用スペースとして見なすことが出来ません。	新規
37	専用スペース以外で、当該事業の対象ではない児童等の利用は許容されるのか	専用スペース以外の場所において、当該事業の対象ではない児童等が利用することは差支えません。また、例えば、同一拠点内の当該専用スペース以外の場所において、本事業の対象児童が、当該事業の対象ではない児童と関わることも差し支えありません。	新規
38	送迎車両について、リース代、車検代、保険料、購入費、税金は対象経費となるか	保険料及び車両のリース（所有権移転を伴わない）代は運営費の対象となります。一方で、購入費は資産形成、車検代は資産維持費になるため対象外となります。また、税金も対象外となります。	新規
39	実施要綱の4対象者に「（2）家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者」とある。この、「家庭のみならず」とは、家庭の養育環境等に問題があること必須となるか。家庭の問題の有無に関わらず、不登校や行き渋りの児童生徒を対象としてよいか。	実施要綱の4対象者（2）にある「家庭のみならず」はすなわち、家庭に居場所がないこと（（1）で示すような養育環境の課題等）を想定しており、本事業においては「家庭に居場所がある≡養育環境に課題が無い」児童は基本的に対象とはなりません。 ただし、児童及びその家庭において養育環境の悪化が懸念され、本事業の目的に則して支援が必要と市町村が判断する場合は、（3）の規定に基づき、市町村の裁量において支援対象に含めていただくことが可能です。	新規